

資料編

1. 清須市企業立地促進基本計画策定委員会設置要綱(令和3年3月31日告示第32号)

(設置)

第1条 市内の雇用の安定及び創出並びに地域経済の活性化を図ることを目的とした清須市企業立地促進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、清須市企業立地促進基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 基本計画の策定に関し、意見、助言等を行うこと。
- (2) その他基本計画の策定に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 工業関係者
- (3) 金融機関関係者
- (4) 清須市商工会関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、選任された日から基本計画の策定が完了する日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承諾を得て、代理人を出席させることができる。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会は、特定の事項の調査又は検討をするため、作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、企画部企業誘致課において処理する。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員が選任された以後最初に開かれる会議については、市長が招集する。

2. 清須市企業立地促進基本計画策定委員会名簿

(敬称略・順不同)

| | 要綱号数 | 氏名 | ふりがな | 職名等 | 備考 |
|----|------|--------|-----------|-------------------------------|------|
| 1 | 1号 | 福島 茂 | ふくしま しげる | 名城大学 都市情報学部都市情報学科 教授 | 委員長 |
| 2 | 2号 | 磯合 昌治 | いそあい まさはる | 株式会社 明電舎 名古屋事業所 所長 | |
| 3 | 2号 | 角 耕太郎 | すみ こうたろう | キリンビール株式会社 名古屋工場 総務広報担当 部長 | |
| 4 | 2号 | 高須 恭夫 | たかす やすお | 愛知工研協会 事務局長 | |
| 5 | 3号 | 山田 功 | やまだ いさお | 中日信用金庫 理事長 | 副委員長 |
| 6 | 3号 | 近藤 崇 | こんどう たかし | 株式会社 三菱 UFJ 銀行 東海公務部 部長 | |
| 7 | 4号 | 名倉 晃広 | なぐら あきひろ | 清須市商工会 事務局長 | |
| 8 | 5号 | 金山 敏和 | かなやま としかず | 愛知県経済産業局産業部 産業立地通商課 課長 | |
| 9 | 6号 | 河口 直彦 | かわぐち なおひこ | 清須市企画部長 | |
| 10 | 6号 | 岩田 喜一 | いわた よしかず | 清須市総務部長 | |
| 11 | 6号 | 永淵 貴徳 | ながふち たかのり | 清須市建設部長 | |
| 12 | 6号 | 石田 隆 | いしだ たかし | 清須市市民環境部長 | |
| 13 | 6号 | 長谷川 久高 | はせがわ ひさたか | 清須市建設部次長兼都市計画課長 | |
| 14 | 6号 | 梶浦 庄治 | かじうら しょうじ | 清須市市民環境部産業課長 | |

清須市企業立地促進基本計画策定委員会設置要綱(抜粋)

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

学識経験者

工業関係者

金融機関関係者

清須市商工会関係者

関係行政機関の職員

市職員

前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、選任された日から基本計画の策定が完了する日までとする。

3. 清須市企業立地促進基本計画策定委員会開催状況

| |
|---|
| 第1回委員会 [令和3年6月28日(月)午後2時~午後4時 市役所北館2階第1・2会議室] |
| 1 開会 |
| 2 市長あいさつ |
| 3 委員自己紹介 |
| 4 委員長選出 |
| 5 委員長あいさつ |
| 6 副委員長選出 |
| 7 議事 会議録署名者の指名 計画策定の趣旨について 策定の流れについて 現状と課題について アンケート調査について |
| 8 閉会 |
| <会議資料> |
| 資料1 計画策定の趣旨、策定の流れ |
| 資料2 清須市の産業の現状と課題について |
| 資料3 市内及び市外のアンケート対象企業について |
| 資料4 市内企業向けアンケート案「愛知県清須市 企業用地需要・支援策等に関するアンケート調査 ご協力をお願い」 |
| 資料5 市外企業向けアンケート案「愛知県清須市 企業用地需要・支援策等に関するアンケート調査 ご協力をお願い」 |
| 資料6 検討項目及び検討スケジュール |
| 資料 パンフレット案(企業立地のご案内) |

| |
|--|
| 第2回委員会 [令和3年11月1日(月)午後2時~午後3時50分 市役所北館2階第1・2会議室] |
| 1 開会 |
| 2 委員長あいさつ |
| 3 議事 会議録署名者の指名 アンケート結果について 基本方針について |
| 4 閉会 |
| <会議資料> |
| 資料1、参考(資料1関連) 企業用地需要・支援策等に関するアンケート調査(市内企業)調査結果 |
| 資料2、参考(資料2関連) 企業用地需要・支援策等に関するアンケート調査(市外企業)調査結果 |
| 資料3 アンケート結果に基づく用地需要結果について |
| 資料4 企業立地促進基本計画の基本方針について |

第3回委員会 [令和3年12月8日(水) 午前10時~午前11時30分 市役所南館3階大会議室]

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議事
 - 会議録署名者の指名
 - 清須市企業立地促進基本計画(案)について
 - パブリック・コメントの実施について
- 4 閉会

<会議資料>

資料1 清須市企業立地促進基本計画(案)

資料2 パブリック・コメントの実施について

第4回委員会 [令和4年3月9日(水) 午前10時~午前10時45分 市役所北館3階研修室]

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議事
 - 会議録署名者の指名
 - パブリック・コメントの実施結果について
 - 清須市企業立地促進基本計画(案)について
- 4 市長あいさつ
- 5 閉会

<会議資料>

資料1 清須市企業立地促進基本計画(案)に係るパブリック・コメントの実施結果

資料2 清須市企業立地促進基本計画(案)

